税理士法人FARO通信

〒355-0072
東松山市大字石橋1639-3
TEL　0493（24）1818
FAX　0493（24）1843

編集発行人　代表社員税理士　久 保 一 則



イチョウ

掲 載　個人所得課税に関する注目の税制改正

◆ 11月の税務と労務

国　税	10月分源泉所得税の納付	11月10日
国　税	所得税予定納税額の減額承認申請	11月16日
国　税	所得税予定納税額第2期分の納付	11月30日
国　税	9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）	11月30日
国　税	12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）	11月30日
国　税	3月決算法人の中間申告	11月30日
国　税	個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）	11月30日
地方税	個人事業税第2期分の納付	都道府県の条例で定める日

11月（霜月）NOVEMBER　2026（令和8年）

3日・文化の日　23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	・	・	・	・	・

※税を考える週間　11月11日～11月17日

ワンポイント

商業登記電子証明書に「リモート署名方式」導入　商業登記電子証明書は、会社の代表者であることを証明するための電子証明書です。今年7月、新しい利用方法として「リモート署名方式」が始まりました。これまでの形式よりセキュリティが向上するとともに、スマートフォンのGビズIDアプリを用いてオンラインで電子署名を付与できます。

個人所得課税に関する注目の税制改正



個人所得課税に関する令和8年度税制改正では、物価高への対応のほか、“強い経済”の実現に向けて、租税特別措置の適正化や、政策効果の強化のための様々な改正が行われました。本号ではこれらのうち、「NISAの投資可能年齢の拡充」「住宅ローン控除の拡充と適用期間の延長」のポイントをみていきます。

1　NISAの投資可能年齢の拡充

⑴　改正前

NISA（少額投資非課税制度）は、平成26年1月に開始された制度で、株式や証券投資信託取引で得た一定の利益を非課税とする制度です。

令和6年1月からは、つみたて投資枠で120万円、成長投資枠で240万円を投資可能とするなど、制度の抜本的な拡充・恒久化が図られました。非課税保有限度額は1,800万円（うち成長投資枠1,200万円）、非課税保有期間は無期限とされています。

なお、対象年齢はつみたて投資枠・成長投資枠のいずれも18歳以上に限定されていました。

⑵　改正後

令和8年度税制改正により、いわゆる「こどもNISA」（つみたて投資枠の投資可能年齢の拡充）が令和9年1月からスタートします。

NISAは数度の改正を経て、既に老後等に備えた十分な資産形成手段となっています。しかし、対象年齢が18歳以上に限定されていることから、次世代の資産形成をいっそう促進し、長期・安定的な投資を通じて大学進学など、成人後のライフイベントに伴う必要な資金を備えられるよう設けられたものです。**【表1】**

①　改正の内容

つみたて投資枠に限り、0歳から17歳でも利用できる「こどもNISA」が新設されました。年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円までとなります。

②　払出し要件

原則として、対象の子が18歳になるまでは払出しができませんが、学校の入学金又は教育費、生活費の支払のためである場合などは、子が12歳以降で、かつ払出しすることに同意した場合に限り、親権者等による払出しが可能になります。

③　子の年齢が18歳に達した場合

年間投資枠等は、自動的に18歳以上の制度に移行します。

2　住宅ローン控除の拡充・延長

⑴　改正前

住宅ローン控除は、住宅ローンを利用して住宅の新築・取得又は増改築等をして令和7年12月31日までに入居した場合、最大13年間、各年末の住宅ローン残高の0.7%を所得税等から控除する制度です。19歳未満の子を有する世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯（子育て世帯等）が新築住宅を購入した場合、住宅の種類に応じて、購入に係る借入金の限度額が500万円又は1,000万円上乗せされています。

⑵　改正後

控除の適用期限を5年間延長して令和12年12月31日までとしたほか、次の項目について改正が行われました。**【表2】**

表1　NISAの投資可能年齢の拡充（令和9年～）

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円 →	自動的に移行	1,800万円 1,200万円（内数）
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

※　資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。

金融庁資料より

① **子育て世帯等への上乗せ措置**

子育て世帯等への借入金限度額の上乗せ措置が、省エネ基準適合以上の既存住宅も適用可能となりました。

② **質の高い既存住宅**

省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間が13年間に拡充されました。また、既存住宅のうち、省エネ性能が高い認定住宅（長期優良・低炭素住宅）・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額が3,500万円（改正前3,000万円）に引き上げられました。

③ **省エネ基準適合住宅**

ZEH水準の基準引上げにより令和12年度以降、省エネ基準適合住宅は新築できなくなることから、同住宅（新築）に係る借入限度額を2,000万円に見直した上、令和10年以降は適用対象外となりました（令和9年末までに建築確認を受けたものを除く）。

④ **床面積要件**

合計所得金額が1,000万円以下の場合に40㎡以上とされている特例の適用範囲が既存住宅にも拡充されました。ただし、合計所得金額1,000万円超の方と子育て世帯等の上乗せ措置利用者は50㎡以上となるため、子育て世帯等は床面積の特例と上乗せ措置との選択適用となります。

3　まとめ

このほか、暗号資産の分離課税化、セルフメディケーション税制の拡充、防衛特別所得税の創設など、くらしに関係する税制について様々な改正が行われています。年末調整や確定申告の際は、改正の有無に十分注意してください。

【参考資料】

財務省

パンフレット　「令和８年度税制改正」

表２　住宅ローン控除の拡充・延長

控除率：0.7%

国土交通省資料より

			R8	R9	R10	R11	R12
借入限度額・控除期間	長期優良住宅・低炭素住宅	新築	4,500万円（5,000万円[注1]）×13年				
		既存	3,500万円（4,500万円）×13年				
	ZEH水準省エネ住宅[注2]	新築	3,500万円（4,500万円）×13年				
		既存	3,500万円（4,500万円）×13年				
	省エネ基準適合住宅[注3]	新築	2,000万円（3,000万円）×13年		ー（支援対象外）[注4]		
		既存	2,000万円（3,000万円）×13年				
	その他住宅	新築	ー（支援対象外）				
		既存	2,000万円×10年				
所得要件			2,000万円				
床面積要件			40㎡以上（ただし、所得1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50㎡以上）				
立地要件			（R10年以降入居分から）土砂災害等の災害レッドゾーンの新築住宅は適用対象外（建替え・既存住宅・リフォームは適用対象）				

㈱1　借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等に適用される借入限度額

2　ZEH水準省エネ住宅：日本住宅性能表示基準の断熱等性能等級（断熱等級）5以上かつ一次エネルギー消費量等級（エネルギー等級）6以上の住宅

3　省エネ基準適合住宅：断熱等級4以上かつエネルギー等級4以上の住宅

4　R9年末までに建築確認を受けたもの等は2,000万円×10年

11月の労務 ピックアップ

インフルエンザ対策

11月以降はインフルエンザの流行に備え、早めに注意喚起しましょう。

厚生労働省によれば、インフルエンザは例年12月から3月が流行シーズンです。職場では、手洗い、咳エチケット、換気、体調不良時の出勤抑制、発熱時の連絡方法を周知し、欠勤・在宅勤務・休暇の扱いも確認しておきましょう。

特に、無理な出勤を求めず、体調不良を申し出やすい雰囲気を上司が整えることが、職場内感染の拡大防止につながります。

一方、新型インフルエンザは季節性と異なり、国民の多くが免疫を持たず、急速にまん延する恐れがあります。発生時は多数の欠勤や事業継続への影響も想定されます。

通常の感染予防に加え、優先業務、代替要員、連絡体制などを、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（内閣感染症危機管理統括庁）も参考に点検しておきましょう。

税金クイズ

令和９年１月から適用される「防衛特別所得税」の税率は、次のうちどれでしょうか？

① １％
② ２％
③ ３％

【解説】

最近、ニュースなどでよく話題になる「防衛特別所得税」です。言葉の響きから「新しい税金が増えるのではないか」と不安に感じる方も多いかもしれません。

防衛特別所得税は、日本が防衛力を強化するための財源を安定的に確保する目的で設けられた新しい税で、個人の所得税に一定割合が上乗せされるものです。税額は、基準所得税額に対して1%を課税する方式で計算されます。課税期間は令和９年以後の「当分の間」とされ、申告・納付・源泉徴収などの手続きは、これまでの復興特別所得税の手続きと同様です。

現在、東日本大震災の復興財源として所得税に2.1%が上乗せされている「復興特別所得税」があります。防衛特別所得税の導入にあたり、復興特別所得税の税率を1.1%に引き下げ、その差額に相当する１%を防衛特別所得税として課税する形です。これにより、短期的には税負担は変わりませんが、復興特別所得税の課税期間は、当初の令和19年までから令和29年までに延長され、長期的な負担総額は増加します。

なお、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置は、所得税以外にも法人税とたばこ税が対象です。防衛特別法人税は令和８年４月１日以後に開始する事業年度から、基準法人税額に対して税率4%を付加、たばこ税は令和９年４月から１本あたり1.5円が段階的に引上げになります。

正解は、①１%でした。

（出典：国税庁ホームページ）



相続税 未支給の年金を受け取った場合

花子さんは、今年 10 月 3 日に夫が死亡後、夫が支給を受ける予定であった８月・９月分（支給予定日は 10 月 15 日）の国民年金を請求して受け取りました。この未支給年金は、夫が健在だったときの年金なので、相続財産になると考える方が多いですが、どうでしょうか。

未支給年金は、被相続人の遺族が、法令により未支給年金を自己の固有の権利（その者の権利）として請求するものであり、被相続人の死亡に係る相続税の課税対象にはなりません。

なお、遺族が支給を受けた未支給年金は支給を受けた人の一時所得（所得税）に該当します。また、厚生年金や国民年金などを受給していた人が死亡したときに、遺族に対して支給される遺族年金は、原則として所得税も相続税も課税されません。

KEY WORD 夫の医療費控除で妻が受領した給付金はどうする？

共働きの妻の出産費用を夫が支払いました。妻に収入があっても生計を一にし、夫が妻の医療費を支払ったら、夫が医療費控除を受けられます。ところで、妻が勤務する会社の互助会から出産費の補填として給付金を受領した場合、この給付金は夫の医療費から差し引く必要があるでしょうか。

健康保険や生命保険だけでなく、任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金も、医療費控除の計算上、支払った医療費から控除すべき補填金等に含まれます。また、医療費を補填する保険金等は、その保険金等の支払を受ける者が医療費を支払った者でない場合であっても、医療費の補填を目的として支払を受ける保険金等である限り、医療費を補填する保険金等に該当します。したがって、夫が支払った医療費（出産費用）から妻が受領した給付金を差し引く必要があります。